

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年8月17日(水)

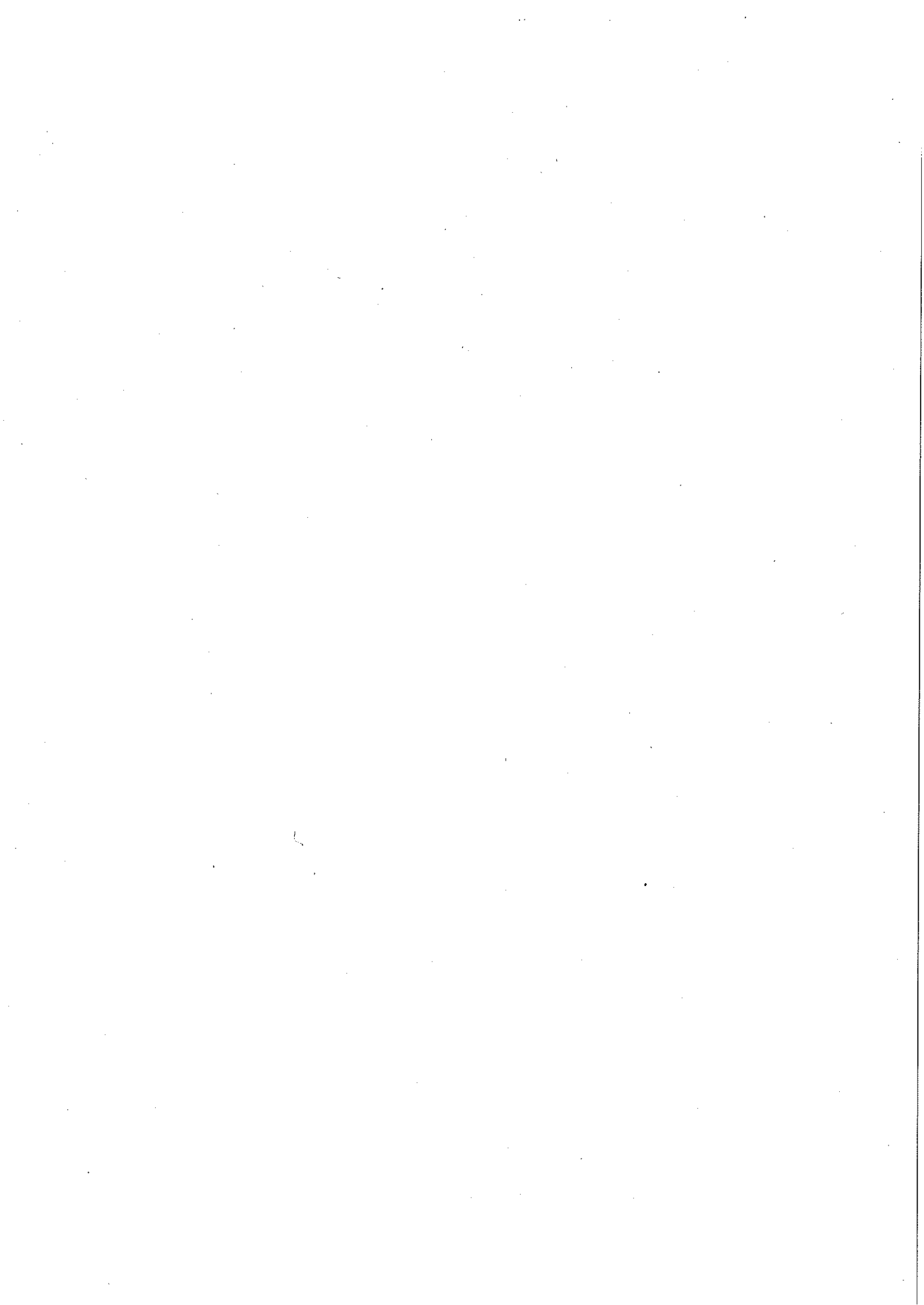
杉 並 区 議 会

目 次

報告事項	3
節電に伴う議場の使用について	4
区議会広報委員会について	6
議会運営に関する新たなルール（案）について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月17日(水) 午前10時～午前11時31分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 庶務係長 高橋 正美 議会担当係長 井口 隆央 議会担当係長 杉原 正朗	事務局次長 事務取扱区議会事務局参事 和久井 義久 庶務係主査 横山 淳二 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴



富本理事 これより議会運営委員会の理事会を開会する。

《報告事項》

富本理事 まず初めに、事務局から報告事項があるので、次長から説明願う。

議会事務局次長 まず、議会運営委員会の24日の視察の委員外議員の希望者だが、6名の方が希望している。杉自の脇坂議員、民社の増田議員、山下議員、無所属区民派の新城議員、無所属の堀部議員、みんなの党の横田議員、また、当該委員会の井口議員と河津議員は、都合のため欠席である。

また、新ルールについて、理事会の場で8月19日に意見を伺うということで非交渉会派からの参加希望を募ったところ、無所属区民派の新城議員と無所属の堀部議員が参加をされるということで連絡があった。

瑞草区への派遣については、区長から正式に依頼通知があったので、本日、席上に写しを配付した。

ちなみに、派遣について非交渉会派からは、無所属区民派とみんなの党の2会派から希望があった。これもまた調整をしていきたいと思う。参加者については今月中に事務局まで、もういただいているところもあるが、ご連絡をいただきたい。

報告事項は以上。

富本理事 24日の議運の視察、委員外議員は6名で、欠席者もいるのでバスは乗れるということで、大丈夫か。――では、よろしく願います。

また、あさっての理事会は非交渉会派の意見を聞くことで皆さんにも承知いただいて、新城議員と堀部議員が参加される。ほかの方は別にもう意見がないのか、わからないが、一応そういうことである。

瑞草区の件は今月末までに、よろしく願います。瑞草区は共産党も行くのか。

山田理事 はい。

議会事務局長 前回に行っている。原田幹事長に前回のとき確認して、行くという話であった。

富本理事 了解した。では、非交渉会派の件は、一応1枠ということになっているので、事務局で調整をお願いする。あと、希望者は今月中に知らせるように。

今の件で何か質問等はあるか。

《節電に伴う議場の使用について》

富本理事 それでは次に、前回から持ち帰りになっていた節電対策について。これは各会派、意見をいただきたいと思う。一応3案あった。1つは何もしない、このまま、電力需要も間に合っているのでもいいのではないかという案、それから、1時から3時の電力ピーク時は休憩して少し後ろ倒しする案、それから本会議場そのものを使用しないで委員会室で本会議を行う案、この3案あったが、これについて各会派の意見を順に伺う。杉自から願います。

井口理事 うちの会派は、何もしないか、時間差で、そのどちらかということ。最終的には、電力的にもそう変わらないのであれば本会議場でいいのではないか。

富本理事 臨機応変ということか。

井口理事 はい。何もしないのも区民に対してどうか、という意見もあった。

島田理事 何にもしないわけにはいかないだろうと。技術的なことで事務局から前回あったが、委員会室ではいろいろという話もあったので、時間をずらして本会議場、もしくは技術的な部分が解消されれば委員会室でもいいのではないか。議会としても節電をしっかりとやるという方向。

小川理事 最終的にはまだまとまっていないが、今段階では、①の本会議場で今までどおりは余りよろしくない、③案の委員会室もしくは②案の1時から3時を休憩して3時から6時で、今までどおりでやるとそれほど時間がかからないという前回の説明があったので、この2つの案で、あとは皆さんの多いほうでいいのではないか。

山田理事 うちも本会議場でやるべきという話で、まだまとまり切っていないが、臨機応変にということ、とりあえずは本会議場でということになった。

富本理事 ということは、何もしないということか。

山田理事 何もしないということではない。

富本理事 ということは、時間をずらす方法しかない。

小松理事 うち、できれば委員会室で、少しでも節約できる方策をとったほうがいいのではないかという考え。

ただし、ほかの会派の皆さんと合わせるつもりはある。もし本会議場を使うことになるにしても、ピークカットは考慮すべきだろうと思っている。

関理事 前回の理事会のときに事務局からの報告で、区役所としては節電については目標に到達して、それ以上に効果を上げているという中で、今後議会の本会議場使用についてはどうするか、この間伺った。私としてはどっちでも構わない。皆さんが決めた方向で決めていただければ結構。

富本理事 今の話を総合すると、何もしないのはよくないという意見が多数である。あとは、委員会室を利用する案があるが、委員会室に関しては、技術的な問題とかいろいろ手間の問題があるとのことだが、これは最終的にいつまでに決めればよいか。

議会事務局長 最終的には議運で決める話なので、最終で30日の理事会までに方針を決めることになる。

富本理事 ある程度出尽くしているところがあるので、どちらかの案にするしかないが、改めて事務局から何かあるか。

議会事務局長 前回のときに他区の状況という話もあり、今調査担当で各区の状況を調査中である。25日の理事会には、他区の状況等を一覧にしたものを提示できる。その資料を参考にさせていただき、当区議会としてどう対応するかお決めいただきたい。

富本理事 では、結論を出すのは30日の議運理事会で。

議会事務局長 25日の他区の状況を見て、そこで結論が出るのであればその日でも構わない。

富本理事 では、25日の理事会までになるべく会派の意見をまとめていただきたい。そこで決まればよし、他区の様子も見て、最後は、30日がリミットということでご理解いただきたい。それぞれ調整をよろしく願います。

小松理事 技術的などというか、前回、委員会室を使うといろいろ大変という話だったが、何がどう大変なのか、わかる範囲で列挙していただきたい。

議会事務局次長 まず、議員と理事者の配席が本会議場と委員会室では違う。また平面になっているので、起立採決のときの人数の確認が一番難しい。後ろにいる方が立っているのか座っているのか、そういう確認にも相当時間がとられる。

また、今まで質問者は各議員のほうを向いて質問していたものを、委員会室では、今まで予特や決特は理事者のほうを向いて質問をする、そういった配席をどうするのか。技術的な問題というよりは、席の配置をどうするのかとか、細かい点が課題になると考えている。

富本理事 あと、採決時のカメラの問題とか。

議会事務局次長 カメラも、質問者のところと、撮り方が本会議場とは違う。その辺は技術的に時間がかかるのではないかと思う。

議会事務局長 議席の問題があるので、議席番号順に並べると会派がばらばらになる。予決特のように会派ごとのくくりだと、議席番号が今度はばらばらになる。その場合は、改めて議席の指定の手続をとっていく必要がある等の問題もある。

小川理事 この議会棟が改装が始まったのが平成3年か。

議会事務局長 議会棟はそのぐらいである。

小川理事 そのとき臨時議場で開いたと過去に聞いたことがあるが、そのとき平面だったと聞いたことがあるが、それと委員会室とどう違うのか。要するに、改装中は臨時議場がいわゆる平面で、今平面ということがあったので、それと委員会室の平面はどう違うつもりだったのか。

議会事務局長 その当時、実際の議場に入ったことがないので、どういう配置になっていたかというのはよくわからない。やってやれないことはないが、これまでのように、本会議場の場合だと議長席のほうが高いので、賛否はすぐ見てわかるが、平面だと、次長が言ったように、立たれた方が重なってしまうと確認するのがなかなか難しいということがある。そのためにちょっと時間がかかる。今までのように、ぱっと立って、すぐ起立多数とか起立少数とかいう形の確認がなかなかできない場合もあるかもしれないので、そういう問題がある。

あとの配列についてはちょっと……

小川理事 私が聞いたのは、当時も臨時議場が全く平面だったと聞いたので——当時は関理事が在籍していたと思うが。だから、要するに当時と同じことではないのか。

関理事 今小川理事から話が出て、小川理事のお父様と一緒に並びながら議会に出たことを思い出しながら伺っていた。そのとおり。だから、やってできないことはない。

議会事務局長 今の予特、決特のような、ああいう並び方になっていたのか。

関理事 そのとおり。資料は残っていると思うので、確認していただければ。

議会事務局長 了解した。絶対できないということではない。ただ、そういったもろもろの本会議場とは違う要素が付加されてくるので、その辺のところの事務的な手続の問題だとか、煩雑な部分が本会議場よりはあるということ。

富本理事 小松理事、よろしいか。

小松理事 はい。

富本理事 では、古いこともわかる範囲で調べてほしい。ある程度タイムリミットがあるので、よろしく協力のほどお願いします。

《区議会広報委員会について》

富本理事 それでは次に、広報委員会について、これも各会派持ち帰りとなっていたので、こちらについてもご意見を順次伺う。

井口理事 うちの会派は必要と言う意見。それに関しても、色校とか、いろいろ中をリニューアルしてほしい、いろいろな意味で、制作的にも全く変えてほしい、もっとわかり

やすい、お年寄りにもわかりやすい、文字の大きさやなんかも考慮してほしいという意見があった。それらを考慮して、うちは全員で賛成。

島田理事 これについては話がまとまっており、委員会を設置する方向でよい。

小川理事 うちは当初から設立という形をとっていたので、変わりなく、広報委員会は設けていただきたい。会派としては設ける必要があるのではないかという結論。

山田理事 やるべき。

小松理事 積極的ではなく、もう少し広く広報というものをとらえて考え直していこうというのではなく、実働的というか、議会報の編集というようなことなので、皆様のご意向に合わせるというか、どちらでもいいと考えている。

関理事 私は、前回も申し上げましたが、基本的な私自身の考え方として、組織というのはなるべく簡素で効率的、そして費用の面については、費用対効果、これをやることによって余分な費用がかかるようになっては困る。だから、そんな意味でも、今度24日に視察で、議会のあり方で、多分広報のあり方とも関連づける部分があると思っているので、その辺もほかの議会の様子を勉強しながら心を決めていきたい。

富本理事 特に反対という方は今のところいない。あと、もう少し見てからという……

関理事 無駄な経費がかからなければ。

富本理事 そういうことで意見が出た。これについてもどこかで最終的には決めなければいけないので、きょうの各会派の意見もいただきながら、あと、視察を見てからという意見もあるので、これも、3定の議会報からと仮になった場合は、技術的にいつごろまでに設置をしてということはあるのか。

島田理事 3定の最中に決めればいいのか。

議会事務局長 決特が始まるぐらいまでには設置したい。

富本理事 ただ、例えば仮に設置した場合に、井口理事の意見を入れると思うと、もう少し早目に、1、2回は議論をしてもらい、少し変えるなら変えることをやっていかなければいけないだろうし、それもあるんで、これに関しては、最終的に3定の最初のほうで決めたい。

議会事務局長 早ければ早いほうがいいとは思う。

富本理事 では、25か30日……

議会事務局長 30日でもいいかなと思うが。

富本理事 了解した。では、それまでにいろいろ意見があれば、そうお金がかかるということではと思うが。経費的な部分になると、別にそんなに経費がかかるという——広報紙をリニューアルすればその分は経費がかかるだろうが、会議をすることで別に云々と

いうことではないのか。

議会事務局長 ただ、委員さんというか、内部だけで検討するというのであれば経費はかからないが、例えばそれをどこか外部のデザイナーに頼むとか、そういう話になるとそのための経費と時間もかかるので、もっと早く前倒しでやっていかないとできなくなる。できれば、30日ぐらいまでに結論が出れば、すぐメンバーを選出して、3定の広報をどうするかということを経験していただく。急には無理だから4定から考えるとしても、3定は自分たちでつくるとか、そういう議論が多分に出てくると思う。

富本理事 それと、仮にすごく変えていこうとなると、年変わりから、1定から変えるとか、そういう考えもある。

島田理事 基本的には、何もしなくても変わるの、議会報そのものも横書きになるということか。

議会事務局長 いえ、既に、前回の第6期の議会改革検討調査部会で幾つかご指摘があったので、その部分についてはもう直してある。段組みだとか文字の大きさを大きくするだとかイラストを多目に入れていくだとか、紙面も8面構成にしている。一定の改善はされてきているが、皆さん方から見てまだ不満が残っているところであるとか、そういった部分をどう変えていくかということだと思う。

島田理事 会議録とか条例とかの横書きとは。

富本理事 あれらは横書きになったが、別に議会報の横書きの条例はない。

議会事務局長 議会報は変わらない。

小松理事 先日配られたあの議会報は、前の改革部会の中で言われたことがそのまま反映されているということなのか。

議会事務局長 そのとおり。

小松理事 事務局が独自に工夫をされたとかいうことではないのか。

議会事務局長 いや、違う。

富本理事 6期で検討し、それが反映されているが、今回、新人議員もいるので、新しい目線で見直す部分も必要とも思う。

では、これについても一応30日目途で、今の会派のいろいろな意見を総合しながら皆さんご判断いただきたい。もし設置をする場合は要綱をつくってという話があるが、その要綱案も、出せる範囲で事務局でも検討していただき、より議論を深めていきたいと思う。

では、今の広報委員会の件はよろしいか。――

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

富本理事 次に、議会運営に関する新たなルール（案）について。

前回の理事会では、それぞれの意見、非交渉会派の意見も含めて全体像を見ていただき、ある程度フリーディスカッション的な形になった。その中で、きょうからは、具体的にある程度決められるものは決めていく、変えられるものは変えていく等々やっていきたい。それを受けて、ある程度固まったものについて、19日に非交渉会派の意見も聞いてというようなイメージをしている。一応そんなイメージで、できる限り歩み寄れるところは歩み寄るような形で皆さん議論を交わしていただきたい。

それでは、きょうから話をしていく中で、前回から、委員会中心主義の話で本会議をどうするかということで、ここが論点ではあるが、それ以外の部分もある。ある程度全体に対する意見も勘案した中で、比較的合意が得られそうなものからまずは進めていったらどうかと考えている。

それで、そのものとしては、例えば2、3、4、9ぐらいは、ある程度意見を交わしてそれなりの形になっていくのではないのかと考えているので、まずは、きょうは特別委員会の委員長報告の件、新たなルール（案）の2番から話を進めていきたい。

これに関しては、今までの口頭報告から紙面による活動報告書にする、その際に、委員会名及び委員長名を議長が述べた上で席上配付という形でやったらどうか、というのが議長から提案されている案だが、これに関しては、意見のところで、共産党とネットみどり、無所属の堀部議員から、意見が出ており、これを総合すると、1つは、特別委員長報告に関しても質疑をしたいと。今まで質疑があった記憶は私は一度もないが、質疑をしたいので、当日の席上配付は避けてくれ、なるべく配付を早くしてほしいということが大体の趣旨だった。あとは、傍聴者に対してある程度きちっとわかるような形にしてほしいというようなことが原案に対する意見ということであったが、この特別委員会委員長報告について、意見が出ていない会派も、また出ている会派でも、改めてご意見があれば伺うが、いかがか。――

今の話でいうと、例えば、一番早く提示をしてほしいというのは、堀部議員の告示日である。事務局がある程度委員長の意見も聞きながら文章を打ったりしているわけなので、技術的な問題等々からいったらいかがか。今までは当日までにできればよかったわけだが。

島本書記 あらかじめ予定がわかっているならば……

議会事務局長 それに合わせて、行う。

富本理事 そんなに直前に特別委員会があることもないと。

議会事務局長 基本的には、告示に入ってしまうともう委員会はないので、その直前に開かれたとかいうのは別だが、日にちが決まっていれば、それに合わせてできると思う。

富本理事 それと、プラス予決特の扱いもある。あれも一応特別委員会。あれも最終日に委員長が、報告をしているが、あれも含めてということでのいいのか。この辺の考え方もどうするか。

議会事務局長 予決特は事前配付でいくしかない。告示日には当然できない。まだ開かれてない。

富本理事 今までは、全議員が参加していたから、別にそれに対する質疑も、基本的にはよっぽど変な報告をしない限りない。そういう例もない。

議会事務局長 予決特だと、最終日の前の日が意見開陳。よって、早くても最終日の午前中にお配りするぐらいがぎりぎりと思う。

富本理事 それか、予決特は外して、予決特以外の特別委員会の報告をこういう形にするか、どちらかだと思う。少数意見留保が出たりすると結構大変か。

議会事務局長 活動経過報告だけか。

富本理事 議案報告ではない。

議会事務局長 議案の関係のものは通常どおり。予決特は、そういう意味でいけば、最終日の、要するに通常の委員会の審議結果報告と同じ取り扱いになるので、それは別。失礼した。あくまでも初日冒頭にやる活動経過報告、その部分だけということ。

島田理事 報告に対する意見を述べる機会を逃してしまうというが、意見を述べるのは、特別委員会でやってきたことの委員長報告が事実と違うとか間違っているときに出てくる、こういう意味なのか。これは共産党に書いてあるが。

山田理事 僕自身も前回出ていないので何とも言えないが、本会議自体に意見を言ったりするということを制限することがあってはならない。あらゆるものを保障すべきだということで、そういう点でいえば、席上配付をされた場合、その内容を見たときに、意見があったときには言えないという可能性もあるので、事前に配付するのが最低限の条件だと。例えば、委員会で質疑をすることによって各会派の意見も深化していくこともある。そういうのを本会議の席上で言えるような形にする保障はしていないといけないうい意見があった。全体に通して言えること。

富本理事 全体に言えることと言っておられるが、これについては活動経過の報告についてのことであるから、ちょっと意味合いは違うと思う。別にそれを制限しようというような話で今私も進めているわけではないので、技術論的な部分で、そこはある程度考えてやっていけるといってお話をしている。

また、これに対するの質疑は今まで1回もない。活動経過の報告だから。別に変な報告をされた委員長も今までかつて一度もないし、それに対してクレームをつけた例もないし、大体基本的に質疑が認められていることは認められているのか。

議会事務局長 一応委員長報告なので、活動経過だろうと何だろうと、報告に対する質疑はできる。

富本理事 今まではないのか。

議会事務局長 はい。ただ、議案審査の報告と違うので、何月何日に開いて、こうこうこうという報告を受けて、こんな質疑があったということを報告する。

富本理事 当該委員ではなくても傍聴もできるのか。

議会事務局長 はい。

小松理事 特別委員会報告を受けた後、議長は質疑を諮っているか。

議会事務局長 いや、諮っていない。

富本理事 通告がないからか。

議会事務局長 はい。

小松理事 そういうことか。

議会事務局長 当然、議事日程に入っている。発言通告ということもないが、今までの場合だと当日聞くから、その場でもし仮に質疑があれば、終わった時点で、議長、質疑ということで手を挙げてもらうしかしようがない。

小松理事 でも、今までは諮られてないので……

議会事務局長 いや、議案の委員長報告だって全部諮ってない。

小松理事 はい。

富本理事 今の意見で総合すると、別にこれに対してさして反対という方もいないようで、ただ、日程的に早目に報告を知りたいということでよろしいのか。

島田理事 基本的に、議会の冒頭というか、区長のあいさつがあつてすぐというか……

富本理事 そのルールの問題がある。

島田理事 その前にといいのはどうなのかという感じはする。

山田理事 この「意見」という紙が出されていると思うが、うちの会派としては、活動報告書でよいとはまだまとまっていない。だから、活動報告書でよいという話でまとまりそうであれば1度持ち帰って、それでよいのかどうか再度話し合いを行いたい。配付が事前に行われれば意見を言う機会も保障されるのではないかという面もあるが、傍聴の区民がわかりづらいという意見も結構出ているので、その点については、うちの会派はまだそこまで、こういう形でまとめていいのかというところでは答えが出てない状況。

富本理事 先ほど島田理事のご指摘の話、確かに、議会が始まってから報告がされるということになっているので、その前にこれを報告するというのも変といえば変だということも一理あるので、その辺の整理もしておかなければいけない。

議会事務局長 理事者側から出される議案の中には、専決処分の報告とか、あるいは2定では各公社等の経営状況の報告書も告示日に、たしか事前に全部配っているもので、それと同じような取り扱いと考えれば、特別委員会の活動経過報告も事前に配っても問題はないと。ただ、本会議場で、どの場面でそれを事件として取り上げて議題とするかということと思う。

富本理事 それと傍聴云々に関しては、例えば傍聴者にも見られるような形はできるのか。

議会事務局長 当然、今も議案等、傍聴者が見られるような形でセットで置いてあるので、それと同じような形で、特別委員会の活動経過報告も議員の皆さん方にお配りすると全く同じものを傍聴席に置いておく。それを見ていただくということ是可以する。

山田理事 傍聴席に置いておくというのは、今までと同じような形で置いてあるということか。

議会事務局長 今までは口頭で報告しているので、傍聴者の方はそれを聞いているという形になるが、それにかえて紙面で今度確認をしていただくという形になる。

山田理事 傍聴している方全員がそれを見られるような場所にあればいいが、僕自身も経験したことがあるが、すごくわかりづらい。常にそれが1枚ずつ配られるわけでもない。それを見ながら例えば話を聞くとかだとスムーズにわかるが、それが閲覧できるような形で置いてある場所にその人は見に行かなければいけない。それが常に傍聴人に配られているわけではないので、そういう点ではすごく見づらいし、わかりづらいことになるということは、会派の中からも意見が出ている。

富本理事 それは別にこの特別委員長報告だけでなく、全体の傍聴の問題の、要するに紙の置き方を工夫すればいいという話なので、別問題だと私は思う。この問題とは違って、傍聴者に対してどうあるべきか、ということと思うので、それはそれでまた、よりよくする方法は考えたほうがいい。

議会事務局長 今も、傍聴者が必要であれば、有料になるが、コピーをとって自分の資料として手元に置いておくということ是可以する。対応とすればそれと同じような取り扱いになってくると思う。

富本理事 それと、現実問題、特別委員長報告のときに傍聴者がいるようなことは残念ながら余りないという現実もある。

小松理事 委員長報告をペーパーにすることによって、時間はどのぐらい削減されること

になるのか。

議会事務局長 今までの例でいくと、大体20分から25分ぐらい……

富本理事 それは4委員会の場合である。

議会事務局長 はい。今度5委員会になるので、今までどおりのやり方をすれば30分ぐらいと思う。それを紙面での配付にかえればその分は短縮される。つまり、20分から30分ぐらいは時間の短縮になる。

島田理事 委員会の会議録のホームページへのアップは、今どのくらいかかっているか。

議会事務局長 正式な会議録ができるのが大体2カ月ぐらい先になってしまう。それができ上がってから10日ぐらいでホームページのほうにはアップできるという状況。委員会が開かれた後の2カ月と10日後だから、70日前後ということになる。

島田理事 遅い。

富本理事 前からその指摘はある。

あと、議案は告示日にはもうホームページに出ているのか。

議会広報担当係長 議案は告示日、議運が終わった後にアップしている。

富本理事 議案はPDFで入れるのか。活動報告だってそれに準拠するような方法もできないことはない。

議会事務局長 活動報告であれば、事務局でつくるものなので、可能である。

富本理事 その日に必ずということではないが、区民に対しても事前にPDFか何かで見れるようにはできるということは1つ対応策としてはある。

ほかに意見はあるか。——共産党がまだそういう形でまとまってないというところもあるが、今のような方向性であれば、ほかの会派の方はどうか。

小松理事 結構。

富本理事 よろしいか。それを受けて共産党もご議論いただき、原理原則はよくわかるが、ある程度リアルな、よい意味で改革できるところは改革するということをご理解をいただきたい。

山田理事 25日までか。

富本理事 これも、やっぱり25日ぐらいまでにはある程度決めていって、31日の議運で、これを議運でどう取り上げるのかちょっとわからないが、決めることは決めて、例えば3定はもうそういう形にするとか、できる限りやっつけていけることはやるということで、3定になるか、初日の話だから4定になるかもしれないが、その辺はそういう形で、なるべく早目にできることはする。

では、これも一応25日ぐらいをめどによろしく願います。これは全体的に言えるこ

とでよいか。30日までにある程度決めることは決めていくということで。

次、一般質問の時間について。

これについては、議長のルール（案）では「一般質問の質問者が増加傾向にあるため、これまでの紳士協定的な申し合わせから一步踏み込んだものとして位置付けをし直し、質問時間は再質問を含め概ね30分とする。（将来的には時計の設置も検討する）」ということで意見だが、これに関しては、30分で制限するのは云々ということで大分厳しい意見もあるが、おおむねこれまでどおりでよいという意見、それから、これは逆にネミに確認したいが、時計を置くことは賛同できないというのはどういう意味か。

小松理事 はい。時計を置いて時間で切るような……

富本理事 別に切るということではない。時計を置くこと……。

小松理事 置くということでは、もう既にあるのでは。

富本理事 議長、説明を。

議長 まずは、一般質問の時間に関しては、おおむね30分ということをお原則として提示させていただいた。おおむねということは、30分ではないということが前提だということからお話をスタートさせていただきたい。

その上で、何で時計なのかといったときには、おおむねというあいまいな表現をするのであれば、質問者が自発的にその時間を守っていただきたい。そのためにも、質問者が、正確に今何分経過しているのか、再質問と合わせてトータルで今何分経過をしているのかということがわかるような時計の設置というものが議場において必要なのではないか、そういうことで提案させていただいたもの。何も時間制限を厳格にするためにこれをしているものではなくて、これまでの幹事長会での紳士協定的なものを議運の新たなルールとしてご提案させていただくものなので、その辺は今までと全く変わらないということをご理解をいただきたい。

富本理事 時計の場所とかは。

議長 最初私がイメージしていたのは、傍聴者にもわかるような時計の設置が本来はいいのと思っていた。今はアナログ時計なので、アナログ時計だと再質と合わせて何分経過しているのかというのも正直わからないから、議場のわかるところに時計を設置していくのがいいと思っていた。いろいろと各会派の皆さんのご意見を聞いていく中では、まずは自分の一般質問する演台のわきに、小さい時計でもカウントダウンの時計でも置いて、自分がそれを見ながら質問できるようなものでまず始めていただければいいなど、それがおおむねという考え方にも即していると思っている。

富本理事 そういう意見が基本だということになると、共産党の意見、無所属区民派の意

見、堀部議員の意見に関しては、指摘は適当でないにとらえていいのか。時計だけ置いて、より自己で規制できるような、自己できちっとある程度守れるような目安をわかりやすくしたほうがいいという意味で提案されたということか。

議長 それと、議長席から見ていても、正直、今何分経過しているのかわからないところもあるので、そこも含めて、我々、事務局長とあわせて指摘をさせていただくことは適当ではないかもしれないが、1つの目安として置いていただければ私としても大変ありがたいと、このように思っている。

富本理事 私も議長だったときに、なるべくスタートの時間は書いていたりはしたが、どうしてもほかのことに気がいったりするときもあるということ、それから、おおむねというのは、何分で注意したらいいんだということも非常に悩んだ。中に長い方もいて、2回ぐらい注意したが、私は基本的には、両方足して35分たったときには、自分なりに決めて何回か注意をした。ただ、その注意をしたときも、注意されたほうは顔に文句が書いてある。こっちはおおむねというルールでやっているから注意しているので、一応5分待ってやったが、何で私が文句言われなきゃいけないのか、みたいな顔をされているので、こっちとしてもちょっと悲しい思いをしたこともあるので、議長の気持ちはよくわかる。

そういった思いで提案をされているので、改めて、そういう思いだということを理解していただいた上で他に何かあるか。

島田理事 この紳士協定、おおむね30分はかなり守られてきていると思う。1回目の質問でも25分ぐらいで大体終わっているし、中には確信犯というか、再質問するのが明らかだという方が最初の質問で30分使ってしまうというケースも散見されるという状況なので、その辺は、再質問で熟くなってということではなくて、最初から30分使うというのは、非常に紳士協定を踏みにじられているというか、そんな状況にもあるので、その辺をしっかりと、皆さんが納得できるような方向に持っていくためにも、こういったことが多少は必要ではないかと思う。

富本理事 あと、再質問で新たな質問をされているようなときもある。それは再質問ではないので、それもルールを拡大解釈しているというところもあるし、それから、余り再質問のときは意見を言わないように、再質問なので。意見は既に言っているわけだから、また改めて同じような意見を言うというのは、本来は少し違うのではないかと私は個人的には感じている部分がある。再質問という単語が似つかわしいのかどうなのかというのも少し、それがまたある意味時間を長くしているということにもつながっているというようなこともあるので、そういう思いは私も個人としては感じたりもしている。

今議長から改めてそういう思いの提案だということがあって、逆に共産党とかネミとかはいかがか。ある意味、共産党も、別にこれまでの意見を覆すものではないということなので、これはこれでいいか。

山田理事 あえてこういう形で明言する必要がないのでは、ということと思う。おおむね30分というのはあくまで目安であって、そこに今回のような形で一步踏み込むということ自体が、我々はするべきではないと考えている。一部質問時間がかなり長くなるという傾向はあるので、そういう人には自覚してほしいという思いもあるが、こうやって踏み込んでいくというのは、これからの議会運営をどんどん制限していく方向にもつながりかねないので、こういう方向には賛成しかねるとというのが我が会派の一致した意見である。

富本理事 1回目のときにも話したが、別にこれは制限をするというような趣旨で議長も提案しているわけではない。

議長 今までの幹事長会で決められていたルールが、幹事長会自体が今なくなっている状況の中で、こうした「おおむね」という紳士協定自体も自然消滅をしている状況になっているので、そこを改めて新生議会としてもう一度確認し合おうと、そういう趣旨でやっていることであって、何も縛りをかけたりとか、何かそれ以上のものをしていこうという趣旨で今回提案しているものではないので、何かその辺が非常に勘違いをされていると思う。

富本理事 全体的な全部のテーマにおいても同じこと。

議長 そういうことで今回やっているわけではなくて、よりよい議会運営ということを考えていく中で、それぞれ提案しているものであるので、後ろ向きにとらえられるのは個人的な感覚でもあるだろうが、私自身としては、そういう他意は全くないということを変更して申し添えたい。

富本理事 ネミは何かあるか。

小松理事 自然消滅していると、どうしてそう思われるのかわからないが、ここで意見の中でも書いたが、一般質問の質問者が増加傾向にあるという指摘は、選挙で、4分の1メンバーが入れかわった新生議会がまだ1回行われただけの段階で、増加傾向にあるという指摘はちょっと当たらないと思うところで、これまでと何も変わらないのであれば、一步踏み込んだものとして位置づけをするということをわざわざ言うこともないように思う。

議長 だから、何回も申し上げているとおり、どこの場でそれを決めていくのかといったときには、今は幹事長会がないわけですから、こういった理事会なり議会運営委員会と

いうオフィシャルな場で決めていかなければいけないということで、一步踏み込んだというこの表現が誤解を招くような書き方になっていけば申しわけないが、再三再四申し上げているとおり、そういう場がないから、一步踏み込んでという感覚で私は記載をさせていただいている。

富本理事 制限をすることに一步踏み込むわけではなく、要するに、ある意味紳士協定であったものを、より正式な場で紳士協定を再認識するととらえられたらいかがか。おおむね30分という今までのルールを変えるわけではなく、それはある意味、オフィシャルであってオフィシャルではないところでもあったのが、ある程度オフィシャルなところでそれを再確認したらいかがかということを示しているということ。

小松理事 では、従来紳士協定的な申し合わせがあったが、それを改めてここで確認する、そう理解していいのか。

富本理事 1つはそういうこと。

それともう1つは、括弧して時計の設置も、別にそれでどうこうということではなくて、より自己がわかりやすくするための設置をしたらどうなんだという提案。要は、30分ということ、みんな意識してやっているけれども、アナログ時計だったら確かにわかりづらいこともあるので、そういう形で30分の時間がよりわかりやすいものをちょっと研究したらどうだという意味。

議長 括弧書きにも書いてあるとおり、将来的にということなので、これはすぐという話ではないものなので、皆さんの了解が得られれば、私としても議会運営が本会議場で非常にやりやすくなるし、また、皆さん方もそれぞれ自己管理をしやすくなるのではないかと、そういう意見として書かせていただいたもの。

小川理事 おおむね30分というのはある程度守られているとは思っているが、基本的にはこのルールは、48人全員が、議長を除いて47人だとしたならば、守っていればルールはつくる必要ないと私は思っている。ある程度、数人の方が守ってないということ、先ほど小松理事が言われたように、改選で入れかわったこの機会だから、逆に私はきちっと30分というおおむねの質問時間——質問時間というのは意見の発表の場ではないとは思っている、あくまでも区政一般について質問する場であって、自分の意見を発表する場ではないということを確認して、おおむね30分を守っていただいて、再質問についても、先ほど議運の委員長が言われたように、あくまでも質問ということを改めて議運という正式の場で確認する必要があるという意見を持っている。

井口理事 個人的だが、形として書かなくてはいけなくなっているということ自体が非常に私は悲しい。守らない人がいるからこういうことを書かざるを得なくなっているとい

うことに対して、本当に悲しいと思う。守られればこういうことを書かなくてもいいし、あえてここで議論する必要もない。

例えば時計の設置も、私は自己管理をするという意味では賛成。なかなか人間は時間の自己管理というのはできない。こういうところで訓練するのもいいし、絶対今後とも30分というのは各会派が守っていただきたいと個人的には思っている。だから、私は大いに賛成。

富本理事 今いろいろな意見があった。議長が改めて、別におおむね30分というのを縛るものではない、例えば30分で打ち切りとか、そういう気持ちは全くないということ。それから、新生議会にもなり、改めて正式な会議体の中でこのルールを再確認したほうがいいという思いであるということ。それから、より目安としてわかりやすくするためには、そういう技術的な部分で時計を置いてやったらどうなのかということ。それから、ある意味ここでは、一般質問とは何か、再質問とは何かということも今問題提起がされたと思う。

ネみのほうは、「質問が冗長にならないよう自覚を促す」というのは、ある意味そういうことにもつながっているということか。

小松理事 はい。

富本理事 その辺も含めて、これも皆さん、再度会派の中で議論もしていただきたい。

山田理事 ここには書いてないが、うちの意見には書いてあるが、本来、質問というのが制限をかけてよいものなのかというのがある。ただ、紳士協定として、1人当たりの質問時間が長くないようにするというのは当然必要だと思う。そういうところでいうと、ある意味、議員1人1人の自覚を促してやるものであって、それをこういう形で、一步踏み込むという表現が少しでも入っているものに対しては、うちとしてはなかなか容認できないという面がある。

今回の新たなルールというものに対してうちが一番もめたのは、この一般質問の時間についてである。この記述はどうかということでもめたので、例えば、こういう場所で書くのであれば、先ほど委員長も言った、紳士協定を再確認することが目的というような程度にとどめてほしいと思う。

副議長 私も12年この議会に参加してきているが、初めのころは1時間近く質問する議員がいた。こういう形ができて、30分をめどにという形になってから、質問の内容が非常に明確になり、聞いているほうも聞きやすい。大体人間の集中力というのは30分から45分と言われているので、私たちの中で30分をめどにという流れができたことは、非常に効率的に議会が進むようになったというのを私は印象として持っている。時間があるか

ら十分に質問できるというものでもないし、制限というところが、時間の実感という相対的なものではなくて、何をするかというところに集中したときに、時間との議員それぞれの戦いがあるから、こういう言葉にしようとか、こういう例を持っていこうとか、いろいろな工夫ができるので、それは見事にこの12年の中で私が感じた議会の流れだというのは実感している。

時間の制限というのは、多くの人たちが十分な時間を公平に使いながらしていくところであるので、人間の集中力とかそういうものを考えたときに、この30分というのは非常に効率的な時間ではないかと思っている。ただ、今言われたように、30分というのは紳士協定の中でしっかり確認しようと議長も言われているので、制限というところに余り執着しなくてもいいのではないかというのが実感。

富本理事 そういうことで、共産党からもそういう意見があったが、そこを含めて、またこれもいろいろな各会派の意見を改めて再確認して議論を深めていただきたい。

それでは、この一般質問の件はよろしいか。——それでは次、4番、議員提出議案の委員会付託について。

これは「委員会主義を徹底し、議員提出議案についても原則として委員会に付託し、委員会での審議とする。そのために、議案は原則中日迄に提出する。やむをえず最終日となったときは、委員会付託後本会議を暫時休憩とし、委員会を開き議案審査を行う。（場合によっては、継続審査となることもある）」ということが言われている。

これに対して各会派から意見があるのは、共産党、「原則委員会付託であるから、あえて明記する必要なし。最終日提案はそのときの状況次第となるので、継続審査の可能性などは、案文と言えど明記することは不適切。」ネみ、「提案を歓迎する。」堀部議員、「適切な運用を期待する。」一応こういう意見が出ているが、改めてこれについての意見等々あるか。

今までは付託されているものとされてないものがあった。例えば、この前でいえば指定管理者の問題のような部分、あれは委員会付託された。別建ての条例で、セットになって付託された。たしか私どもが出したときの商店街活性化条例も区民生活委員会に付託された。付託されてないものとしては、議員の報酬とか、全議員にかかわることに関しては付託をされてこなかった今までの歴史的経過がうちの議会はある。

それに対して、委員会中心主義だから、きちっと委員会に付託したほうがいいということで議長が提案をされていると解釈していいと思うが、ネみも、歓迎するというのは、たしかそれも主張されていた。全議員にかかわる報酬とかの問題についても委員会で審議をすることが適切であると主張されているということ、共産党は「あえて明記する必

要なし。」と書いてあるが、現実そういうやり方をやってきたので、議長の提案としては、そこも委員会付託をしたほうが良いという意味で書かれているということを理解してほしい。

それから、「最終日提案はそのときの状況次第となるので、継続審査の可能性などは、案文と言えど明記することは不適切。」ということで、これは別に意図的に継続審査にしようとか、そういう意味で言っていることでは全くない。要するに、より審査をきちっとするために継続審査にならざるを得ない場合もあるという意味だと私は解釈している。たしか非公式な会議のときに、最初に議長からこのペーパーの提案があったときに、共産党の幹事長がこれについて非常に言われたことを私も記憶しているが、そのときにも別にわざと引き延ばすために継続審査を用いるということではなくて、例えばある議案については、より次の議会できちっと審査をしたほうが議会としてもいいのではないかということを判断する場合があるので、場合によっては継続審査というのは、そういう前向きな意味での継続審査ということで付記をされていると理解をしていたので、そこは多分そういうことを懸念されてこのことを書かれているのだが、議長は別にそういうことをやるために提案したわけではないということは改めてご理解をいただきたい。

これについては何かあるか。

島田理事 意見を見るとほとんどまとまっているので、この括弧を削ればそれで全部済むという状況ではないか。

富本理事 括弧についても適切な運用をすればいいわけか。

島田理事 当たり前である。

富本理事 では、これは括弧を除いてこんな形でやっていくという形で、これも最終的には改めて、そういう意味でやるということでご理解をいただきたい。

次、9番、意見書、決議について。

「請願・陳情審査の結果意見書を提出する場合は、本会議での意見書提案説明の際、委員外議員の発言があった場合はその概略を付して提案を行う。議会運営委員会理事会経由の意見書・決議に関しては、提出手続きを説明・協議する議会運営委員会において、申し出により少数会派の議員の委員外議員としての出席及び質疑、討論を認め、本会議での提案説明の際に当該委員の意見を付すとともに委員外議員の意見の概要を付して提案を行う。」ということがあったが、それに対して意見としては、ネみからは「議運のなかで質疑・討論することで、本会議での意見開陳ができなくなるのであれば、議員の質疑の権利を奪うことになる。」堀部議員は「提案説明のあり方については、全体を見直す必要がある。提案説明の際、委員会審査等の状況を含め、概要を報告することが必

要。」ということがあった。

これは今まではどのようにやっていたかということ、事務局に改めて確認する。

議会事務局長 今までは、特に前の幹事長会があったときは、幹事長会から意見書なり決議の協議があって、一応全会一致というのが原則で意見書を出そう、あるいは決議を上げようというものについては、そこである程度の案文もつくりながら協議を進めていった。それを議運に諮り、大体最終日がこれまで多かったが、最終日に一応議運の委員長からの提案ということで、付託省略、その場即決という形でやってきたのが今までの経過である。

富本理事 1番目の○については全体である。今話したのは2番の話のことか。

議会事務局長 一番の○のほうは、請願・陳情で意見書の提出を求めているものがあるので、その場合については、本会議で意見書の提案説明を委員長がされて、そこで質疑があれば質疑、意見があれば意見を受けて採決、そういう流れであった。

富本理事 これまでは、そこで委員外発言の意見等々は別に説明はなかったのか。

議会事務局長 やっていない。

富本理事 別に委員外議員だけではなくて、「案文の朗読でかえさせていただきます」で全部終わっていたから、質疑の内容に関してはほとんど触れずじまいということだった。

議会事務局長 すべてそうであった。質疑の経過は一切ない。ただ案文を朗読して提案説明にかえているというのがこれまでの例。それは下のほうの○も共通であった。

富本理事 ネみは、これは結局「本会議で意見開陳ができなくなるのであれば、議員の質疑の権利を奪うことになる。」という意見か。

小松理事 ほかでも言っていることである。

富本理事 1つは、委員会にしる議運のものにしる、もう少し提案説明を丁寧にするということ。これはほかの議論にも流れるが、別に本会議での意見を制限するつもりはない。全くそういうことではないが、委員会できちっとやって、それを委員長がきちっと報告するということをやっていくべきではないのかという形が基本だろうと。これはほかのことにも絡んでくるが、その議論だと思う。それを一貫して制限制限というふうにとらえられている方もいるが、積極的にそういうつもりではないということ。

議長 より丁寧に委員会での経過を本会議場で、一般の傍聴者にも、また区民に対してもご説明というか報告をしていこう、こういう趣旨のものであって、それ以降の質疑や意見を封じるものではないということはこれまでも再三再四申し上げているとおりで。

小松理事 ということであれば、堀部議員が言っている提案説明の全体を見直して概要をきちんと報告ということももつとも思うが、議長はどうお考えか。

議長 言っている趣旨としては多分同じことだと思う。それぞれのやりとりの中でどういう経過があったのか、また、委員外議員の発言としてこういうことがあったということをしかりと報告の中に載せていくということに関していえば、あり方については見直していこうということと趣旨は変わらないと考えている。

小川理事 確認したい。請願・陳情審査、これは委員会か。委員会の場合は、委員外議員の発言があった場合はその概略を付して提案を行うのと、下の〇のいわゆる交渉会派一致で提出する議運の意見書・決議については委員外議員の意見の概要を付して提案を行うことというのは、これは先ほど同じと聞いたが、概略と概要を付して提案を行うということで、これは同じと解釈していいのか。

議長 堀部議員の言っている意見を読むと、今まで会議録を読んでも、当時何でそれが議決が必要だったのかというその経過がよくわからないと。そのためにも、提案の理由において、説明が補足してあるべきだろうということで加えるべきだ、そういう意味での見直しをするべきだということももちろんあるし、また、私のほうでも申し上げている改革ルールの案としては、質疑のやりとりということも含めて報告をすべきだということで、その中で当時の経緯だったり、当時というか現状認識での質疑のやりとりというものがあれば、もちろんそれは報告をされるべきものであるという意味として、同じだと申し上げている。

小川理事 ということは、議運経由であろうが委員会経由の請陳だろうが、両方とも当該委員、委員外議員が質疑を行ったやりとりについて概略を付して提案を行うという解釈でいいのか。

富本理事 例えば2番目のことについて、今までは、議運に入っていない会派の方は結局、委員外発言で言うことは言えたが、質疑できる機会はなかった。今回はそれを認めて発言することができるということが一歩前進というか、より議論を深めるような形になるということが1つ。それから、こういう議論があった、こういう意見があったということは、案文朗読とともにそういうことをきちっと組み込むことが入っていることで、より委員会中心主義としてできるということが基本的に大きな意味合いを持つということ。

ただ、正直なこと言って、また本会議場でも意見が言えることを否定するわけではないが、同じことを言われても、これはどうかというのは正直ある。制限する気はないが、同じことを言うというのはまた違うということもある。それを日本語で言えば深化という言い方をされている方もいるけれども、さっき井口理事の話も小川理事の話もあったが、ルールを決めないで良識でそこをきちっとできるかどうかということだと思う。ということが後の問題にもつながってくるが、そこをどうとらえるかということにつなが

る。何でもできるからやってしまえというような形でやられると、嫌なルールというのできざるを得ない社会になる部分もあることは、どの社会でもそうだと思うので、そこをちょっと真摯にとらえていただきたい。それを踏まえていかがか。

山田理事 1番とか5番とか、ほかのことにも共通しているが、ネミが言われているようなものと全く同じだが、本会議で意見開陳ができなくなるようなことがあれば、そういうのをすべきではないというのがうちの考え。同じことを言うべきではないということも含めて、それは議員本人が自覚することであって、それをやるからルールで縛るといふ方向に議論が進んでいってしまうのは大変危険だと思う。

富本理事 ルールで縛りたくはない。縛りたくないから、良識できちっと判断をしてやってもらいたい。それは、変な言い方だが、議案の重みだっているいろいろある。もともとの本会議のルールとして、絶対それを制限することは正直できない。できないというか、基本的には余り好ましくない。ただ、結局そういうことをやらざるを得なくなるような社会というか議会にしないようにしていただきたいということを私なんかは強く感じながら、この議長の提案にはうちの会派としては賛同していきたいという思いがあるということをよくご理解していただきたい。議長、いかがか、その辺は。

議長 これも何回も申し上げているとおおり、改めて言うことでもないのかもしれないが、制限を加えるために今回提案しているものではなくて、例えば委員長報告なりそうしたものに関して、より丁寧に少数の意見も付しながら報告をしていこうよ、こういうことがまず第1の前提であって、委員会の質疑をもう少し活発にしていこう、こういうことも一方である。本会議での意見や質疑を、それだからやってはいけないということではなくて、それは道義的な、各個人が判断すべき問題であって、もしそこを超えてまで、要するに委員会でも発言をし、また本会議場でも同じことをやるということになった場合には、またそのときに改めて議会運営委員会理事会か委員会の中で今後はどうしていくのかということを考えるべき話であって、それは仮定の話であって、まだやってもみないのにああだこうだと言うのではまた何も話が進まない。まずはこういうことでやってみようということでご提案させていただいているのであって、何かうがった見方で見られるということのも非常に私としては残念だという思いがある。

島田理事 基本的にはこういうことか。本会議場では再質問まで、質問してもう1回質問して終わり、ただし委員会はある程度の時間制限はあるにしても何度でも納得のいくまで質問ができる、そういったことを徹底してやろう、こういう趣旨だと思う。委員会と同じことを本会議でやる必要は全くないわけで、その辺が委員会中心にしっかり議論を深めていくということの趣旨だというふうにとらえているので、大変いいことかと思う。

富本理事 議長の思い、また、うちの会派の意見は私も言ったし、公明党も今意見があったが、そういう考えが基本の底流に流れているということを理解した上で、今後これはほかの部分にもつながってくると思うので、よろしくお願ひしたい。

あと、8番もそんなに難しいテーマではない。8番だけきょう触れて終わりにしたい。請願・陳情審査結果報告について。

「請願・陳情審査を行った委員会の委員長は、本会議において請願・陳情審査結果の報告を行う。報告は質疑を除き意見のみとする。この際、委員外議員質疑、討論が行われた場合、委員外議員の意見も併せ、報告を行う。」ということで、たしか今は、ただ採択されたとか不採択されたという紙だけであった。何の報告もない。これについても委員長が報告を行うということで、経過は説明するが、ただ、経過の説明は、質疑までは載せず、意見だけはきちっと載せるということ。これも、例えば傍聴者とかにおいてはわかりやすい議会に進むのではないかと思う。これに関しては別に、意見を出している方も賛成意見である。

これはどうか。共産党、何かあるか。

山田理事 先ほどと同じことだが。いいことだと思うが、全体としては。

富本理事 今までは、全くだれが、例えばうちの会派がどういうことを言ったかということも、賛成したのか反対したのかわからなくて、ただ委員長報告で採択、不採択、趣旨採択と書いてある紙だけが置かれていた、その結果報告書のとおりでよろしいか、という形でやっていたのか。

議会事務局長 前はそうだった。その後少し変えて、一応1本ずつ採決はしている。ただ、報告等は一切なしで…

富本理事 いきなり採決していた。

議会事務局長 はい。請願・陳情審査結果報告書のとおり、例えば請願何号については採択だとすれば、採択に賛成の方の起立を求める、みたいな形で1本ずつやっている。ただ、審査結果の報告とか、そういうのは一切ない。

富本理事 これも非交渉会派とか、委員会に入っていない人は委員外発言はできるのか。

議会事務局長 委員外発言はできるが、質疑はできない。

富本理事 一応今るる話はしてきた。ある程度まとまるようなものもあり、また、いろいろこれから議論を深めていかなければいけないものもあるが、1時間半ぐらいたったので、きょうのところはこれぐらいにしておく。基本的には25日ぐらいの理事会で決められることは決めていきたいと思うので、よろしくご理解いただき、また、きょういろいろ議論が深まった中で、それを各会派に持ち帰っていろいろな議論をしていただけ

ればと思う。

それで、あしたからは今の問題の続きになるが、委員会中心主義でやる部分の中で具体的にどうしたらいいのかという問題、それから、委員会中心主義の中での本会議のあり方をどういうふうを考えていくか、このあたりがテーマとなるかと思うので、よろしくお願いしたい。

きょう今まで話した中身等々でつけ加え等あるか。——よろしいか。

あと、事務局から何かあるか。

議会事務局長 特になし。

富本理事 では、本日の議会運営委員会理事会を終了する。

(午前11時31分 閉会)

